

佐野市オリジナル婚姻届及び広告入り記載例の無償提供に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が使用する佐野市オリジナル婚姻届及び広告入り記載例(以下「オリジナル婚姻届等」という。)の無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(配布場所)

第2条 オリジナル婚姻届等は、市民課、田沼、葛生各行政センター、赤見、野上、新合、飛駒の各支所で配布するものとする。

(配布期間)

第3条 オリジナル婚姻届等の配布期間は、佐野市オリジナル婚姻届及び広告入り記載例無償提供者募集要項(以下「募集要項」という。)で定める期間とする。ただし、市長は、必要に応じ配布期間を変更することができる。

(オリジナル婚姻届等の無償提供者の募集方法)

第4条 市長は、オリジナル婚姻届等を無償提供する者(以下「無償提供者」という。)を市のホームページにより募集するものとする。

2 募集期間及び無償提供者の選定方法その他募集について必要な事項は、募集要項で定める。

(オリジナル婚姻届等の無償提供の申込み)

第5条 オリジナル婚姻届等の無償提供をしようとする者は、前条第2項に規定する募集要項に基づき、佐野市オリジナル婚姻届及び広告入り記載例無償提供申込書(様式第1号)に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告の選定基準)

第6条 オリジナル婚姻届等に掲載可能な広告は、佐野市広告掲載基準(平成18年佐野市告示第223号)第2条から第4条の規定を準用するほか次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 広告内容が利用者に実害又は不利益を与えるおそれのあるもの

(2) 市の信用又は品位を害するおそれのあるもの

(3) 暴力団等の非合法組織若しくはそれらの関連企業、又は前身が非合法組織であった企業の広告

(無償提供者の決定)

第7条 市長は、第5条の申込書の提出があったときは、前条の選定基準に基づき審査を行い、無償提供者を決定するものとする。この場合において、当該選定基準に適合する

申込者が複数の場合は、当該申込者の立会いの上、くじ引きにより順位を決定し、最上位の順位である者を無償提供者と決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により決定した無償提供者に対し、無償提供者決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、前条の規定により決定した無償提供者が第6条の規定に違反したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 前項の決定の取消しは、決定取消通知書（様式第3号）により行うものとする。

（順位の繰上げ）

第9条 市長は、前条の規定により無償提供者の決定を取り消し、又は第12条の規定による無償提供の取り止めがあったときは、第7条第1項に規定する順位により当該無償提供者の次順位以降の者の順位を繰り上げ、最上位の順位となった者を無償提供者と決定するものとする。

（協定書の締結）

第10条 市長は、第7条又は前条の規定に基づき無償提供者を決定したときは、オリジナル婚姻届等の作成及び無償提供に関し当該無償提供者と協定書を取り交わすものとする。

（無償提供者の義務）

第11条 無償提供者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。

2 無償提供者は、オリジナル婚姻届等に記載する広告内容、色、形状等の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承認を受けた上で、オリジナル婚姻届等を作成しなければならない。

3 無償提供者は、オリジナル婚姻届等の数量並びに納品時期及び場所について、市長の指示に従わなければならない。

4 無償提供者は、市の業務内容等をオリジナル婚姻届等に記載する場合、市長の指示に従わなければならない。

（無償提供の取り止め）

第12条 無償提供者がオリジナル婚姻届等の無償提供を取り止めようとするときは、市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、すでに無償提供されたオリジナル婚姻届等の取扱いについて、無償提供者と協議するものとする。

(問題発生時の対応)

第13条 無償提供者は、オリジナル婚姻届等の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

(中止)

第14条 市長は、市民にオリジナル婚姻届等を提供することが不適切と認めるとき又は第12条に規定する取り止めがあったときは、当該オリジナル婚姻届等の提供を中止することができる。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、オリジナル婚姻届等の作成及び無償提供に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年9月5日から実施する。